

介護職員処遇改善実績報告書(平成31年度)

北海道知事
北見市長

殿

事業所等情報

介護保険事業所番号	0175000926
-----------	------------

事業者・開設者	フリガナ 名称	カブシキカイシャナショナルスタッフセンター 株式会社ナショナルスタッフセンター		
主たる事務所の所在地	〒070-0040	北海道旭川市十条通九丁目975番地の82		
	電話番号	0166-27-3530	FAX番号	0166-27-3530
事業所等の名称	フリガナ 名称	「別紙一覧表による」	提供するサービス	
事業所の所在地	〒090-0833	北海道北見市とん田東町450番地7		
	電話番号		FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

①	算定した加算の区分	・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ)		
②	賃金改善実施期間	令和 1年 7月 ~ 令和 1年 6月		
③	平成 31年度分介護職員処遇改善加算総額	8,845,250円		
④	賃金改善所要額 (i-ii)	8,927,798円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	55,764,895円		
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	46,837,097円		
加算 (Ⅰ) の上乗せ相当分を用いて計算する場合				
⑤	平成 年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算 (Ⅰ) による算定額から加算(Ⅱ)による算定額を差し引いた額)	円		
⑥	賃金改善所要額 (iii-iv)	円		
	iii) 加算 (Ⅰ) の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円		
	iv) 初めて加算 (Ⅰ) を取得する月の前年度の賃金の総額	円		
⑦	賃金改善を行った賃金項目及び方法 (賃金改善を行う賃金項目 (賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	②の期間で、基本給の増額、処遇改善手当の支給により、常勤換算で月額47,463円/人の賃金改善を行った。		

- ※ 介護職員処遇改善計画書において加算 (Ⅰ) の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算 (Ⅰ) の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算 (Ⅰ) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④ i) 及び⑥ iii) については、積算の根拠となる資料を添付すること (任意の様式で可。)
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④は③又は⑥は⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表 (指定権者毎)
 - ・添付書類2: 各都道府県内の指定権者 (当該都道府県を含む。) の一覧表 (都道府県毎)
 - ・添付書類3: 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2年 7月16日 (法人名)株式会社ナショナルスタッフセンター
(代表者名) 代表取締役 玉井 一吉 印

介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号 0175000926

事業者・開設者	フリガナ カブシキカイシャナショナルスタッフセンター 名称 株式会社ナショナルスタッフセンター
主たる事務所の所在地	〒 070-0040 北海道 旭川市10条通9丁目975番地の82
	電話番号 0166-27-3530 FAX番号 0166-27-3530
事業所等の名称	フリガナ 名称 「別紙のとおり」 提供するサービス
事業所の所在地	〒 北海道
	電話番号 FAX番号
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 特定加算(I) ()事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算(II) (2)事業所	

① 算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算(I)
② 賃金改善実施期間	令和1年10月 ~ 令和2年3月
③ 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算総額	1,047,230 円
④ 賃金改善所要額(i-ii)	1,055,923 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	32,415,341 円
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	31,359,418 円
⑤ 経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v)	23,258 円・26.1 人
iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	9,068,061 円
iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	8,461,020 円
v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	26.1 人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者(実人数)】	0 人
設定できない場合の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である。 ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。 ・ 8万円等の賃金水準を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。 ・ その他()
⑥ 他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii)	4,839 円・66.1 人
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	19,911,757 円
vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	19,591,900 円
viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	66.1 人
⑦ その他の職種(③)における平均賃金改善額((ix-x)/xi)	4,301 円・30.0 人
ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	3,435,523 円
x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	3,306,498 円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	30.0 人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金】	1,342,405 円
⑧ 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。)	
「経験・技能のある介護職員」介護福祉士であり、当社以外の介護職員としての勤務経験も通算して概ね10年以上の経験を有するもの。	
特定処遇改善手当として、以下のk賃金を改善した。	
① 月額常勤換算 23,258円/人	
② 月額常勤換算 4,839円/人	
③ 月額常勤換算 4,301円/人	

※ ④ i)については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)

※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④が③を上回らなければならないこと。

※ ④ ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに増加した場合、当該職員と同等の勤務年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に乗せすることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)

- ・添付書類2：各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
 - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2年 7月16日 (法 人 名) 株式会社ナショナルスタッフセンター
(代表者名) 代表取締役 玉井一吉

印

(担当者名) 玉井一吉
(電話番号) 0166-27-3530